

鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県薬事法施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>（書類の提出部数及び経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより<u>次の各号に掲げる者に提出する申請書、届書その他の書類の部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。</u></p> <p>（1）厚生労働大臣 <u>正本1部及び副本3部</u></p> <p>（2）知事 <u>次に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれに定める部数</u></p> <p>ア <u>イ及びウに掲げる書類以外の書類 正本及び副本各1部</u></p> <p>イ <u>他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出する書類 正本1部</u></p>	<p>（書類の提出部数及び経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類の部数は、<u>厚生労働大臣に提出するものにあつては正本1部及び副本3部、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療指導課の長。以下同じ。）に提出するものにあつては正本及び副本各1部（他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出するものにあつては、正本1部）、保健所長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された保健所の長をいう。以下同じ。）に提出するものにあつては正本1部とする。</u></p>

ウ 法第36条の4第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者又は第11条第1項若しくは第2項の規定による申請を行う者が提出する書類 正本1部

(3) 総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第1項の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。） 正本1部

2 前項の申請書、届書その他の書類で同項第1号に掲げる者に提出するもの及び同項第2号に掲げる者に提出するもの（同号アに掲げる書類に限る。）は、所在地を所管する総合事務所長を経由しなければならない。

（配置販売業取扱品目変更指定書等の交付）

第5条 知事又は総合事務所長は、省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

（登録販売者試験願書の提出）

第10条 登録販売者試験を受けようとする者は、別記様式第7号による願書を知事に提出しなければならない。

（合格証明書等の交付申請）

第11条 登録販売者試験に合格した者は、合格証明書を破り、汚し、又は失ったときその他必要があるときは、別記様式第8号による申請書を知事に提出して、合格証明書の交付を申請することができる。

2 次に掲げるものは、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、法第28条第1項の許可（以下「薬種商販売業の許可」という。）を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。

(1) 薬種商販売業の許可を受けた店舗に係る当該許可の申請者（個人の場合に限る。）

(2) 薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者（当該店舗においてその業務を行う役員若しくは政令第50条に定める者（以下この号において「役員等」という。）が政令第51条に定める

2 前項の申請書、届書その他の書類で厚生労働大臣又は知事に提出するもの（他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出するものを除く。）は、所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

（配置販売業取扱品目変更指定書等の交付）

第5条 知事又は保健所長は、省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

基準に該当し、又は法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。）

別記様式第4号（第5条関係）

鳥取県指令第 号

配置販売業 変更
特例販売業 指定品目 追加 指定書

年 月 日付で申請の配置販売業 指定品目の
特例販売業

変更 追加 について、薬事法施行規則第159条の規定によ

り下記のとおり変更 追加 指定する。

年 月 日

鳥取県知事



(総合事務所長)

年医薬品販売業許可第 号

様

略

別記様式第4号（第5条関係）

鳥取県指令第 号

配置販売業 変更
特例販売業 指定品目 追加 指定書

年 月 日付で申請の配置販売業 指定品目の
特例販売業

変更 追加 について、薬事法施行規則第159条の規定によ

り下記のとおり変更 追加 指定する。

年 月 日

鳥取県知事



(保健所長)

年医薬品販売業許可第 号

様

略

別記様式第7号（第10条関係）

収入証紙
はり付け
欄

登録販売者試験願書

鳥取県知事 様

登録販売者試験を受けたいので、下記のとおり申
請します。

年 月 日

記

本籍地都道			
府県名			
住所	(〒)		
ふりがな		性別	
氏名		Ⓧ	
生年月日	年	月	日生
連絡先			

注

- 1 本籍地都道府県名の欄は、日本国籍を有して
いない者については、その国籍を記載するこ

と。

- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 省令第159条の5第2項各号のいずれかに該当することを証する書類
- 2 写真（出願前3月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもので、その裏面に氏名を記入したもの）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第8号（第11条関係）

収入証紙
はり付け
欄

登録販売者試験合格証明書交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

申請者 住所

（ふりがな）

氏名 ⑩

年 月 日 生

連絡先

登録販売者試験の合格証明書の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

合格年月日	年 月 日
合格者番号	第 号
合格証明書の交付を受けようとする理由	損傷・亡失・その他 ()

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第9号（第11条関係）

収入証紙
はり付け
欄

薬種商販売業許可証明書交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号
申請者 住所
氏名 ㊟
連絡先

薬種商販売業の許可を受けていることを証する書類の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

店舗の名称	
店舗の所在地	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
適格者の氏名等	(年 月 日生)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。